
| | |
|--------|---|
| プロジェクト | 上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い |
| 項目 | 第 217 回金融商品専門委員会で聞かれた意見 |

本資料の目的

1. 本資料は、第 217 回金融商品専門委員会（2024 年 5 月 1 日開催）において、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲についての再提案及び時価評価するオプションを適用した場合の減損処理について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（組合等の範囲に関する意見）

2. 本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲についての事務局の再提案に賛同する。
3. 時価評価（評価差額はその他の包括利益（OCI））するオプションを前提とするのであれば、組合等の範囲を細かく定める必要はなく、組合決算で時価評価していることとの整合性を保っていれば問題ないとする。
4. 「組合等の運営者」の表現に関して、実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」を参考にすることが考えられる。
5. 資料第 21 項の見直し後の要件(3)に関して、投資事業有限責任組合や外国籍ファンドといった組合等の決算書において市場価格のない株式を時価で評価している組合等を想定しているという理解でよいか確認したい。

その他

6. オプションの適用単位に関して、対象とするファンドごとに時価の信頼性が異なることやコーポレート・ベンチャー・キャピタル（CVC）や二人組合が対象となる可能性があることを踏まえると、会計方針の選択とするか、ファンド単位又は銘柄単位で選択可能とするかについて再度検討する必要があるとする。
7. 会計基準等を新たに設けることを想定しているのか確認したい。

（減損処理に関する意見）

時価のある有価証券の減損処理に関する定めを適用するアプローチについて

8. 時価評価するオプションを適用した場合の減損処理に関して、時価のある有価証券の減損処理に関する定めを適用するアプローチを採用するとする事務局の提案の方向性に賛同する。
9. 市場価格のない株式を時価がある有価証券と同様に取り扱う場合、減損処理についても時価がある有価証券と同様の取扱いとすることは合理的であると考えている。
10. ベンチャー企業の株式評価に関して、時価の算定方法によっては超過収益力を織り込まず即時に減損が生じる可能性があると考えられるため、関係者の意見を確認する必要があると考えている。
11. 時価のある有価証券の減損処理に関する定め（金融商品実務指針¹第91項）では時価が著しく下落した場合の回復可能性を判断する必要があるものの、DCF法を用いて割引率等に将来の回復可能性を考慮して時価を算定している場合における回復可能性の判断に関して懸念がある。
12. 投資事業有限責任組合会計規則と金融商品会計基準等で会計処理が異なる場合があると考えられるが、組合等への出資者が金融商品会計基準等に基づき組合等が評価した時価を利用して減損要否を判断するという理解でよいか確認したい。
13. 時価評価するオプションを適用しない場合、現行どおり時価ではなく実質価額で減損判定を行うという理解でよいか確認したい。

評価差額を純損益（PL）とするオプションを設けることを求める意見への対応

14. 評価差額をPLとするオプションを設けるとする追加的な対応は不要とする事務局の提案に賛同する。
15. 実務負担の軽減は重要であるものの、比較可能性の低下や会計基準の複雑性の観点から評価差額をPLとするオプションを設ける場合には慎重に検討する必要があると考えている。
16. 外国籍ファンドに関して、時価が著しく下落した場合の回復可能性の判断が困難な場合があると考えている。

¹ 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

17. 資料第 15 項の「現行実務を踏まえると対応可能」とする事務局の分析に関して、現行実務においても市場価格のない株式の取得原価を把握することが困難な場合があると考え

る。

その他

18. 文案に関して、金融商品実務指針第 91 項及び第 92 項を修正するのではなく、時価評価するオプションを適用した場合の減損処理に関する定めとして個別に定めることが適切と考える。

以 上